

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和5年 6月 14日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区上鳥羽上調子町5番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） TOWA株式会社 代表取締役社長 岡田 博和			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	79台	2台	0台	136台
	冷蔵機器及び冷凍機器	164台	0台	0台	194台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	44.4	キログラム	12.8	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	<ul style="list-style-type: none"> 設備管理台帳等で第一種特定製品をリストアップし、簡易点検や定期点検の実施状況・計画等を管理している。 簡易点検については点検項目を規定し、簡易点検表に記録している。 第一種特定製品ごとに簡易点検及び定期点検の記録を保管している。 			
	廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> 第一種特定製品の廃棄時は第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼し、適切に廃棄している。 廃棄した第一種特定製品についても、フロン排出抑制法に従い、簡易点検及び、定期点検の記録を保管している。 			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	<ul style="list-style-type: none"> 第一種特定製品について、計画に基づき、簡易点検及び、定期点検を実施している。 			
	廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> 第一種特定製品の廃棄時は第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼し、適切に廃棄している。 第一種特定製品の廃棄の際の注意事項について、年1回実施している社内のトレーニングの中で周知している。 			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品の更新時は、ノンフロン製品や地球温暖化係数の低い冷媒を使用した製品の導入を検討する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。